

第Ⅳ期優良種子生産対策事業実施要領

1 目的

この事業は、水稻・麦・大豆の優良種子の安定的な確保と、効率的な生産を促進するため、種子場の農業協同組合及び種子生産組合が行う研究会、研修会などのソフト事業及び種子生産に関連する近代化施設導入に係るハード事業に対し、経費の一部を助成することにより、優良種子の生産振興を図る。

2 事業の種類、内容

この事業で実施する事業の種類及び内容は下記に掲げるものとする。

(1) 優良種子生産対策推進事業

優良種子生産のための、研究会、研修会経費に対し、別に定める基準に基づく額の助成する。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業

優良種子の効率的な生産を推進するための下記近代化施設で、種子の品質低下及び混種が起きないような構造及び機能を備えたもの。

ア、乾燥調製施設及びその付帯施設

イ、種子専用収穫機

ウ、その他優良種子生産に必要な施設で会長が特に認めたもの。

3 事業の対象地域及び実施主体

この事業の対象地域は、岐阜県の指定採種ほ設置地域とし、事業実施主体は、水稻・麦・大豆の採種組合等及び種子場関係農業協同組合とする。

4 事業実施期間

優良種子生産対策事業に属する個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。

5 事業採択基準及び整備要件

(1) 優良種子生産対策推進事業については、地域の実態に即し、かつ、種子生産農家の自主性と創意工夫を活かした、優良種子を安定的に生産する研究会、研修会とすること。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業のについては、施設等が経済的かつ適正な規模であること。

(3) 本事業で整備を行う施設等は、事業実施以降少なくとも耐用年数までは、採種事業が継続される見込みであること。

(4) その他、会長が特に必要と認めたもの。

6 助成率及び助成額

本協会は、毎年度予算の範囲において助成を行う。

(1) 優良種子生産対策推進事業については、助成率を10/10とする。但し、年間助成対象事業枠の総額は1,000千円以内とし、その配分は県内採種組合均等割10%、採種計画割40%、同実績割50%で算定し、その額を最高限度とし助成する。

(2) 優良種子生産対策条件整備事業については、助成率を原則として1/4以内とし、一事業主体2,000千円を限度とする。但し、会長が特に必要と認めた場合は、補助率を1/2以内とし、一事業主体5,000千円を限度とすることができる。

なお、当事業のうち、事業費が1,000千円未満のもの及び修理費、修繕器具などは、原則として助成対象とはしない。

7 事業実施年度

この事業は、平成26年4月1日～平成31年3月31日の5年間とする。

8 事業の助成財源

この事業の助成財源は、原則として本協会特別会計事業推進積立金の取り崩しをもって充てるものとするが、必要に応じ本協会一般会計事業費中の生産対策費を予算の範囲内で充当することができる。

なお、特別会計事業推進積立金の積立については、水稻・麦・大豆種子1kgにつき3円以内とする。

9 申請及び報告書等

助成事業実施計画の協議書	様式 1
助成事業実施計画の認定書	様式 2
助成金交付申請書、助成金変更交付申請書	様式 3
助成金の交付決定、助成金の変更交付決定	様式 4
助成事業実績報告書	様式 5
助成金交付請求書	様式 6

10 ハード事業の実施希望の多い場合は、事業主体と県米麦改良協会が協議の上、実情等十分検討し事業推進をするものとする。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。